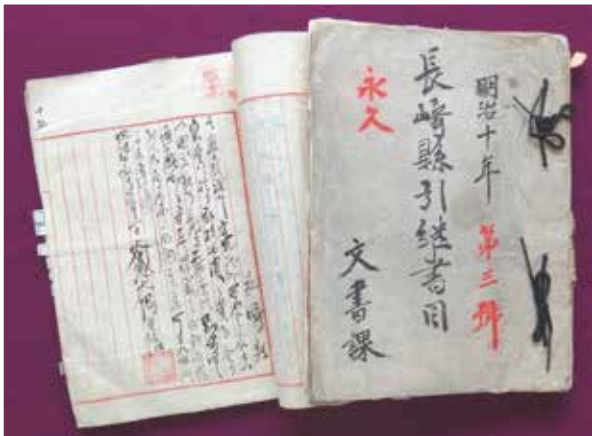


# 佐賀県公文書館だより

第1号 平成27年3月



## 目次

・ 発刊に当たって	2
・ 公文書館の紹介	2
・ 平成26年度展示報告	3
・ 御利用案内ほか	6

## 発行に当たって

佐賀県公文書館  
館長 大塚 武司

佐賀県公文書館は、それまでの「歴史的文書閲覧室」を拡充して、平成二十四年四月に開館しました。

公文書館の整備については、佐賀県総合計画2011においては、「進“重点項目に掲げたことが端緒となっ  
ています。

短期間のうちに開館できたのは、平成六年度から歴史的文書のデータ化を進めており、平成十六年には「歴史的文書閲覧室」を開設するなど、データやノウハウの蓄積を進めてきたためです。また、庁内では関係部署が集り公文書館設置検討ワーキンググループを立ち上げ、公文書館のあり方について課題抽出も行っていました。

過去には、歴史資料館建設構想もありましたが、建設予定地から佐賀城の礎石が出土し建設計画が中断してしまいました。そうした中、民間

からは、歴史研究家や県民でつくる「佐賀県文書館をつくる会」の働きかけがあり、開館への後押しとなりました。

開館からまもなく三年が経過しますが、公文書館といっても、県民の皆様には、まだまだなじみの薄い施設かと思えます。公文書館がどういった施設で、どういった業務を行うのか、県民にどのような関係があるのかといったことを伝えていくために、県民の皆様向けの情報誌として「佐賀県公文書館だより」を発刊することにしました。

公文書館では、特に歴史的に価値のある資料から、四半期ごとに県民に身近なテーマを選びながら企画展示を行っています。これらの企画展示を通して、郷土・佐賀県の歴史に関心を寄せていただくきっかけになれば幸いです。

佐賀県公文書館は全国的にみるとスロースタートであり、既存の施設を利用して開館しました。小さくスタートしても今後しっかり育てていきたいと考えています。

県民の皆様幅広く御利用していたければと存じます。



## 公文書館の紹介

## 一. 公文書とは

「公文書」とは、国や地方自治体などの公的機関が業務上作成した書類のことです。当館は、平成二十四年四月に開館し、「佐賀県」が誕生した明治四年以降の県の公文書・行政資料等を主に保管しています。江戸時代以前の古文書類の所蔵、収集については、県内では公立の図書館や博物館が行っています。

## 二. 歴史的文書の保存・活用

佐賀県では、永久保存文書のうち保存期間の起算日から三十年以上経過したものの中から歴史資料としての価値を有すると認められる文書を「歴史的文書」として選別・保存することとなっています。

書庫に保管している約四万冊のうち約一万三千冊を歴史的文書に選別しており、原本保護のため、重要なもの及び利用度の高いものからマイクロフィルムやPDFデータによる複製物を作成しています。これらの歴史的文書は申請すれば閲覧することができ、事前に審査を要する場合があります。

ります。

## 三. 所蔵状況

(平成二十五年度末)

文書の作成機関	歴史的文書(冊)
知事部局	13,236
教育委員会	309
議会事務局	368
計	13,913

## 四. 利用状況

(平成二十六年十二月末現在)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
一般見学者 (人)	347	305	173
一般閲覧者 (件)	81	142	133

佐賀県公文書館では、県政や県の歴史に興味を持っていただけるように所蔵資料を用い定期的に企画展示を行っています。

今年度開催した企画展示について御紹介します。

Ⅰ 「公文書にみる大正の学校」  
平成二十六年四月二十三日～七月二十七日

昨年度春に開催した「公文書にみる明治の学校」の続編になります。

開国後、明治政府は欧米の学校制度を参考に、教育制度の改革に取り掛かりました。明治時代は初等教育を中心に整備され、大正時代になると尋常小学校を卒業した生徒の進学希望が増加し、中等教育の拡大・充実が図られました。

一．中学校の増設

佐賀県内でも中等教育への入学希望者が増加しました。その頃県内には藩校を前身とした佐賀・唐津・鹿島・小城の県立中学校と、私立の龍谷中学校がありました。県東部に中学校を設立する動きが起こり、大正八年十月、三養基郡中原村（現みやき町）に設立することが決定しまし

た。

当館所蔵『大正九年三養基中学校』の簿冊には、設置にあたり関係町村の誘致活動や県に提出した調査書などが綴られており、「里程調ノ件回報」（写真ア）には通学の利便性を考え、近隣町村から鳥栖駅または中原駅までの距離を調査した結果が残っています。



写真 ア

二．佐賀高等学校の新設

大正九年四月、県内に官立（現在の国立）の高等学校が設置されました。

大正六年九月から同八年三月に至り、政府は「臨時教育会議」を設け、教育制度の諸問題について審議を行いました。その中で高等学校について、それまでの帝国大学進学のための「予備教育機関」だったものを改め、尋常科四年・高等科三年の七年

制高等学校を原則とし、官立のほか公立・私立の学校も認めました。「高等諸学校創設及び拡張計画」の一環として佐賀県に官立の高等学校が設立されることとなりました。簿冊『県会郡会等関係（高等学校設置に関する書類）』には、大正五年頃の佐賀市内の地図（写真イ）に佐賀高等学校設置場所の候補地が朱書きで記されています。

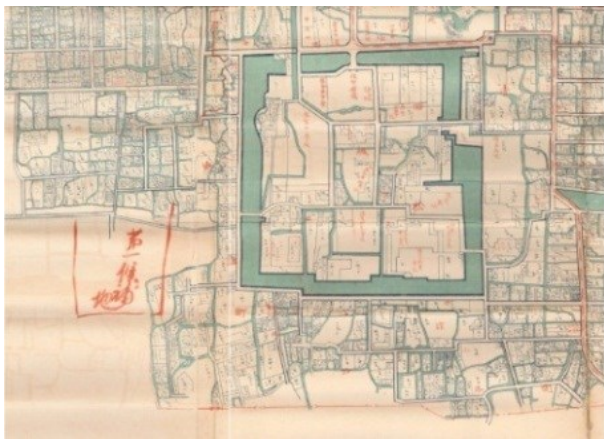


写真 イ

三．高等女学校の拡充

大正時代は女子の中等教育も広がりを見せました。明治二十八年の「高等女学校規程」、同三十二年の「高等女学校令」により、各道府県に高等

女学校の設置が義務付けられ、佐賀県では明治期後半に佐賀、唐津、武雄、鹿島、成美の五校と、大正期に小城と清和の二校が誕生しました。しかし、普通教育だけでなく、「良妻賢母」育成の機能をもつ女学校は、男子中学校に比べて裁縫や家事の時間が多くとられており、男子と同程度の教育内容とまではいきませんでした。



当時の編入試験問題

四．実業学校の成長

実業学校は戦前に中等教育相当の職業教育を行っていた学校で、明治三十二年に「実業学校令」が施行され、中学校・高等女学校とともに中等教育の三大系統の一つとして編制されることとなりました。第一次大戦後、日本の産業は飛躍的に進歩し、それに対応して実業教育も発展しました。県内には明治期にすでに六校の実業学校があり、大正期に三校創立しました。



## II 「佐賀測候所」

明治の戦前の気象台

平成二十六年七月三十日～十一月三日

明治八年六月一日、イギリス人測量技師のジョイネルが、「東京気象台」で一日三回の気象観測を開始しました。現在の気象庁の始まりです。明治二十年に「東京気象台」は「中央気象台」と改称し、同年八月、気象台測候所条例が公布されます。地方で適当な場所に測候所を置くこととなり、同年十月十一日の内務省告示で地方測候所の設置場所として佐賀が指定されました。

## 一. 佐賀測候所の設立

地方測候所の指定を受け、県は設立のための事務を開始します。佐賀城天守台跡に庁舎を新設し、明治二十三年八月一日、「佐賀県立佐賀測候所」として観測業務を開始しました。佐賀県告示甲第五十六号で、測候所の場所、強風襲来時は各郡役所と各警察署へ赤い紙の警報を掲示するところが告示されました。

## 二. 予報・警報の表示

明治二十三年に開所した頃の主な業務は、一日六回の観測（気圧・気温・湿度・風向・降水量）、中央気象台へ観測記録の送信、中央気象台から受信した天気予報の掲示でした。予報は郡役所や警察に掲示されていましたが、「佐賀地方天気予報規程」の改正（明治三十年九月二十四日県告示第一五三号、写真ア）で、天気や風向を色で示す「信号旗」が導入されました。以降、佐賀城天守台跡の測候所に天気予報の旗が掲揚されるようになりました。



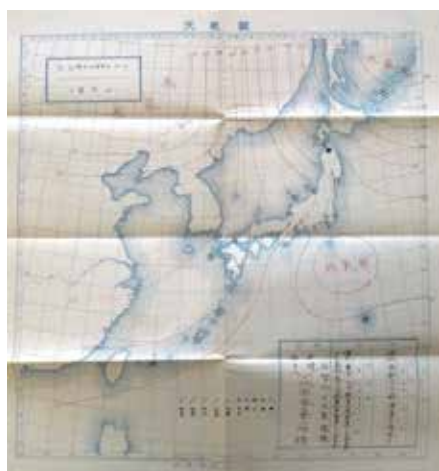
写真ア

また暴風警報時には、旗ではなく、赤い大きな球体や円錐形の「信号標」が掲げられました。

## 三. 陸軍大演習の天気予報

大正十五年十一月に佐賀県下で陸軍特別大演習が行われた際、県は各業務を担当する部署を設置しました。

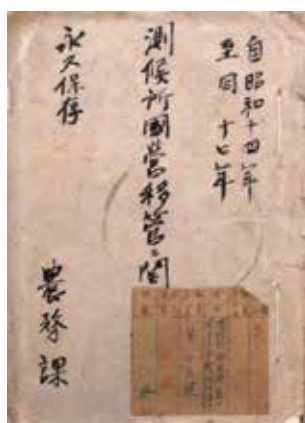
佐賀測候所の測候技師は接待係気象主任に任命され、測候技手・測候書記・測候助手が係員となり、天気予報を通知する任務にあたりました。天気予報は、大本営行啓主任をはじめ親任官や知事など関係者のほか、皇族が宿泊している旅館へ送られました。その他、佐賀市内七ヶ所へ天気予報を掲示し、市民への周知に努めました。

佐賀測候所作成の  
天気予報（上）と天気図（右）

## 四. 測候所の国営化

気象事業は産業、農業、漁業においても重要視されるようになり、また、太平洋戦争の航空軍事上の重要性も考慮され、昭和十四年に全国の気象官署が国営化しました。

佐賀測候所は国営化の前年、佐賀城天守台跡から赤松町（現さがレトロ館付近）へ移転し、鉄筋コンクリート造三階建の庁舎を新築していました。これらの土地や建物、備品など全ての所属財産はそのまま国へ寄附され、中央気象台へと引き継がれました。また管内の天気予報・暴風警報、その他必要な気象資料は国営化後も支障が無いように取り計らうことが指導されました。『測候所国営移管ニ関スル書類』（写真イ）には、佐賀県と中央気象台が国営化に向けてやりとりした内容が記録されています。



写真イ

Ⅲ 「佐賀県の市町村合併」

平成二十六年十一月六日

平成二十七年 月十五日

日本が近代化する過程において、大規模な町村合併が二度行なわれました。明治二十二年の市制・町村制の施行時に行なわれた「明治の大合併」と昭和二十八年施行の町村合併促進法に基づく「昭和の大合併」です。

一・大合併のはじまり

明治の大合併以前の町村は、明治十一年の郡区町村編制法に基づくもので、おおむね現在の大字程度の規模でした。一町村あたりの人口は五五〇人程度で、行政財政能力も貧弱でした。

政府は、行政上の目的（教育、徴税、土木、救済、戸籍の事務処理）に合った規模の町村を再編するため、明治二十一年四月に市制・町村制を公布しました。同年六月、内務大臣山縣有朋は訓令を発し、市制・町村制の施行に向けて資力がない町村は合併することを奨励しました。

二・明治の大合併

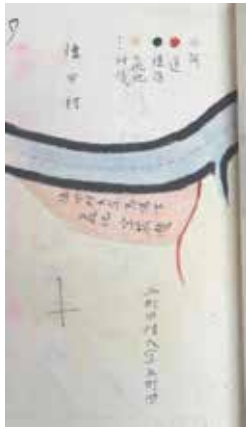
明治二十二年四月の市制・町村制施行に先立ち、佐賀県は、前年九月、「町村制実施に関する事項取調」を行いました。



写真ア

簿冊『県会郡会等関係（町村沿革に関する書類）』に、合併を行なうための基礎資料となる人口や戸数、共

有財産等を調査した各町村の報告書類や（写真ア）、飛地（行政区画のうち地理的に離れて存在している区域）の編入を行なうための飛地調査図（写真イ）などが綴られています。



写真イ

明治二十二年に市制・町村制が施行されると、一町村の戸数規模三〇〇ないし五〇〇を基準に、全国的な

町村合併が行なわれました。佐賀県においても町村の数は、五九五（三六町五〇八村その他里など五一）から、一三六（一市五町一三〇村）へと約五分の一に減少しました。

三・昭和の大合併へ向けて

昭和二十二年、日本国憲法の施行と同時に地方自治法が施行されました。新しい地方自治制度の誕生とともに制度改革も進められ、新制中学校の設置管理、消防や自治体警察の創設、福祉、保健衛生関係の新しい事務が、市町村の事務となりました。

市町村には能率的に事務を行なうことと事業を運営するための財政力が求められました。合併により市町村の能力を強化すべきとの考えから、昭和二十八年、町村合併促進法（三年間の時限法）が施行されました。

佐賀県は知事の諮問機関として県町村合併促進審議会を設置し、県町村合併促進基本計画を策定しました。

四・昭和の大合併

「佐賀県合併市町村地図」(写真ウ)は、昭和三十年十月時点での合併進捗状況を記したものです。この翌年までに、佐賀県は計画の約九割の合

併を完了しました。



写真ウ

その後、町村合併促進法を引き継いだ新市町村建設促進法により、合併を終えた新市町村の基盤整備・財政強化、未合併町村の合併促進が行なわれました。

また一部の新市町村において分村・分町問題が発生したところもあり、これらの解決には多大な努力が払われました。

昭和の大合併は、昭和二十八年から同三十六年までに全国で行なわれ、町村数は約三分の一に減少しました。県内の町村数も合併前の一二二（二市二七町九三村）から四九（七市二一町二一村）となりました。



業務日誌より

〈九月一〜五日〉

国立公文書館主催のアーカイブズ研修Ⅰに館職員一名が参加しました。アーカイブズ論や公文書管理法などの講義、グループ討論等が行われました。

〈九月十八日〉

佐賀大学経済学部の学生一名をインターンシップとして受入れました。書庫の整理、保存箱の作成等を体験してもらいました。

〈九月二十九日〉

「佐賀県文書館をつくる会」を通じて、多古古文書村代表の故・細川章氏収集の資料・刊行物等一四三点を寄贈していただきました(十一月に十三点追加)。

〈十月二十八日〉



南島原市よりアーカイブズ事業担当職員四名が視察来館され、歴史的公文書の評価選別基準等の質疑の後、書

庫を見学されました。

〈十一月十三〜十四日〉

全国歴史資料保存協議会全国大会が九州大学旧工学部本館(福岡市東区箱崎)で開催されました。九州内の文書館等の現状報告やデジタルアーカイブについての研究会のほか、十三日の午前には福岡総合図書館の視察がありました。



研修会の様子

〈十一月十六〜十七日〉

中京大学社会科学研究所より公文書管理について調査のため来館されました。十六日は館内業務を、十七日は法務課にて文書管理の現状について聞き取り調査されました。

〈十二月五〜六日〉

長崎歴史文化博物館での古文書修復技術講習会に館職員一名が参加しました。元宮内庁書陵部図書課修補

師長の横山謙次氏に行政文書の綴じ直しや本紙の補修、各資料に適した保存の方法などをレクチャーしていただきました。



虫損文書の簡易補修

御利用案内

◎歴史的文書の閲覧 ホームページから「閲覧申請書」をダウンロードまたは館内にて必要事項を記入し、職員へ提出してください。原本の劣化を防ぐため原則としてマイクロフィルム又はPDFファイルでの閲覧となります(個人情報保護の観点から事前に審査が必要な場合があります。予めご了承ください)。

◎開館時間 午前九時〜午後五時

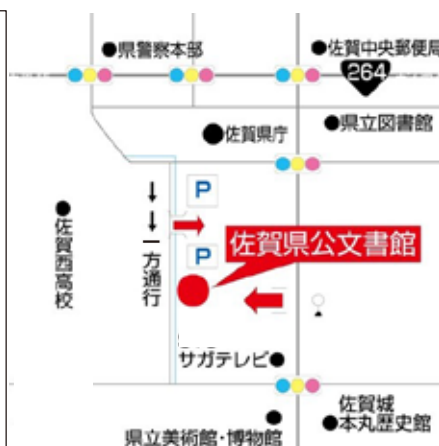
◎休館日 毎週月曜日(ただし、月曜が祝日の場合は開館し、翌日休館)、年末年始

◎現在開催中!

企画展示「SAGA EXPO '69 ―ようこそ佐賀大博覧会へ―」平成二十七年五月二十四日まで。観覧無料。

皆様の御来館をお待ちしています。

◎アクセス



〒840-0041

佐賀市城内1丁目6番5号  
佐賀県庁南別館2階 佐賀県公文書館

TEL: 0952-25-7365

FAX: 0952-25-7410

E-mail: kobunshokan@pref.saga.lg.jp

詳しい情報については、当館HPへ。

佐賀県公文書館

検索

